

不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン

(出席扱いの考え方)

令和3年 2月17日

諏訪市教育委員会

1 はじめに

不登校児童生徒については、児童生徒が社会的に自立できるように様々な努力や支援が行われてきているが、依然としてその数は高水準で推移しており、指導上の喫緊の課題となっている。

こうした中で、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律や基本方針が文部科学省より示された。

文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）では、「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命な努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」と示されている。

これらの法令や通知を受け、諏訪市においても、不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドラインを設けることとした。なお、本ガイドラインは、学校長が、当該児童生徒にとって民間施設等の活動及び自宅におけるICT等を活用した学習がふさわしい学びとなっているかを総合的に判断するための目安を示すものである。

2 基本方針

市内に居住する不登校児童生徒が学校外の施設等において相談・指導を受けるとき、当該施設等及び相談・指導の内容が次項に掲げる要件をそれぞれ満たしていると在籍校の校長が判断できる場合は、校長と市教育委員会が協議したうえで、当該施設等において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。

また、在籍校が把握した相談・指導のうち学習に関わる部分について、その計画や内容が在籍校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入し、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設等に伝えることができるものとする。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することが求められるものではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえたうえで、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものである。

3 不登校児童生徒を支援する民間施設等の要件

○民間施設の要件

(1) 施設等について

- ① 法人、個人を問わないが、実施者及び相談・指導スタッフが不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有するとともに、その指導に熱意を有していること。また社会的信望を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 施設等が行う事業運営の在り方が、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ④ 各施設にあつては、学習、カウンセリング、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。なお、宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されているとともに、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。
- ⑤ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額、年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑥ 児童生徒のプライバシーに配慮したうえで、在籍校と施設等が不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、連携・協力関係が保たれていること。
- ⑦ 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

(2) 相談・指導について

- ① 当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであること。また、その内容が児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かいものであること。
- ② 不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。
- ③ 不登校には情緒的混乱や無気力、非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては当該児童生徒やその保護者と面接を行うとともに、学校と連携するなどして、本人等の状況把握が適切に行われていること。
- ④ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒の性格や状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ⑤ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者及び在籍校等に情報提供がなされていること。なお、情報提供の形式については問わない。
- ⑥ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

○ICT等を活用した学習支援を行う民間事業者の要件

(1) ICT等を活用した学習支援を行う民間事業者について

- ① 法人、個人を問わないが、実施者及び相談・指導スタッフが不登校児童生徒に対する相

談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有するとともに、その指導に熱意を有していること。また社会的信望を有していること。

- ② 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- ③ ICT等を活用した相談・指導において、専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ④ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額、年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 児童生徒のプライバシーに配慮したうえで、在籍校と施設等が不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、連携・協力関係が保たれていること。
- ⑥ ICT等を活用した相談・指導での経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。当該事業者の指導方針がいかなるものであっても保護者の側に対し事業の退会の自由等が確保されていること。

（２）相談・指導について

- ① ICT等を活用した相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであること。また、その内容が児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かいものであること。なお、ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピューターやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動のことを指す。
- ② この取組みの趣旨は義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習内容を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- ③ ICT等を活用した学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること
- ④ ICT等を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- ⑤ 不登校には情緒的混乱や無気力、非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては当該児童生徒やその保護者と面接を行うとともに、学校と連携するなどして、本人等の状況把握が適切に行われていること。
- ⑥ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒の性格や状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ⑦ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者及び在籍校等に情報提供がなされていること。なお、情報提供の形式については問わない。
- ⑧ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。